

議案第 8 5 号

さいたま市六日町山の家条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市六日町山の家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 3 年 6 月 8 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市六日町山の家条例の一部を改正する条例

さいたま市六日町山の家条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 1 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（休業日）</u> 第 3 条 市長は、管理上必要があると認めるときは、<u>山の家</u>の休業日を定めることができる。</p>	<p><u>（職員）</u> 第 3 条 山の家に所長その他必要な職員を置く。</p>
<p>（利用時間） 第 5 条 山の家利用時間は、次のとおりとする。 <u>ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。</u></p> <p>・ [略]</p>	<p>（利用時間） 第 5 条 山の家利用時間は、次のとおりとする。</p> <p>・ [略]</p>
<p>（利用の承認） 第 6 条 山の家を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>前項の承認（以下「利用の承認」という。）</u>をする場合において、<u>山の家</u>の管理上必要な条件を付することができる。</p>	<p>（利用の承認） 第 6 条 山の家を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。<u>承認された事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>2 市長は、<u>利用の承認をする場合において、山の家</u>の管理上必要な条件を付することができる。</p>
<p><u>（利用の制限）</u> 第 8 条 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認をしない。</u></p> <p>旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）第 5</p>	<p><u>（利用の制限）</u> 第 8 条 <u>旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）及びこれに基づく条例の規定に該当する場合は、山の家を利用することができない。</u></p>

条各号のいずれかに該当するとき。

山の家の設置の目的に反するとき。

公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

山の家の施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

前各号に掲げるもののほか、山の家の管理上支障があるとき又は市長が適当でないとき。

(利用の承認の取消し等)

第9条 市長は、利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するとき又は山の家の管理上特に必要があるときは、当該利用に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。

偽りその他不正の行為により、利用の承認を受けたとき。

利用の目的又は利用の条件に違反したとき。

この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(利用料金等)

第10条 利用者は、利用の承認を受けたときはその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を、飲食の提供を受けるときは食事料を指定管理者(第15条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第12条までにおいて同じ。)に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 食事料の額は、市長が別に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

4 利用料金及び食事料は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金等の不還付)

第12条 既納の利用料金及び食事料は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用料金又は食事料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料)

第9条 利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

山の家の管理上特に必要があるため、その利用の承認を取り消したとき。

利用者の責めに帰することができない理由により、山の家の施設等を利用することができないとき。

前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、山の家の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

第2条に規定する業務

山の家の施設等の維持管理に関する業務

前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

第3条の規定にかかわらず、山の家の管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、休業日を定めること。

第5条本文の規定にかかわらず、山の家の管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、利用時間を変更すること。

第6条第1項の規定により、利用の承認をすること又は同条第2項の規定により、利用の承認に条件を付すること。

(目的外利用及び利用権の譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、山の家を許可目的以外に利用し、又は利用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用承認の取消し等)

第13条 市長は、利用者が、次の各号のいずれかに該当するとき又は山の家の管理上特に必要があるときは、当該利用に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。

この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

偽りその他不正の手段により、利用の承認を受けたとき。

2 前項の規定に基づき、利用者が受けた損害については、市は、その責を負わない。

第7条本文の規定にかかわらず、山の家の管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、利用日数を変更すること。

第8条の規定により、同条第1号から第4号までのいずれかに該当すると認めるとき又は山の家の管理上支障があるとき若しくは利用の承認をすることが適当でないとき認めるときに、利用の承認をしないこと。

第9条の規定により、同条各号のいずれかに該当するとき又は山の家の管理上特に必要があると認めるときに、当該利用に係る条件を変更し、若しくはその利用を停止し、又は利用の承認を取り消すこと。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第16条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年さいたま市条例第1号)第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長が山の家の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、山の家の使用料については別表に定める額の範囲内において市長が定める額を、食事料については市長が別に定める額を徴収する。

2 前項の場合にあつては、第10条第1項、第11条及び第12条の規定を準用する。この場合において、第10条第1項中「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、「指定管理者(第15条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第12条までにおいて同じ。)」とあるのは「市長」と、第11条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と、第12条本文中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第3号中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第17条 [略]

別表(第10条、第16条関係)

1 宿泊料

区分	単位	利用料金
[略]		

2 休憩料

第15条 [略]

別表(第9条関係)

1 宿泊料

区分	単位	使用料
[略]		

2 休憩料

区分	単位	利用料金	区分	単位	使用料
[略]			[略]		
3 <u>施設利用料金</u> 大広間の使用は午後6時から午後8時までの飲食を伴う利用に限り、その利用料金は1回につき5,250円とし、大広間を2室に区分しその1室を利用する場合は2,620円とする。			3 <u>施設使用料</u> 大広間の使用は午後6時から午後8時までの飲食を伴う利用に限り、その使用料は1回につき5,250円とし、大広間を2室に区分しその1室を利用する場合は2,620円とする。		
[略]			4 <u>食事料</u> 市長が定める額		
[略]			[略]		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前のさいたま市六日町山の家条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のさいたま市六日町山の家条例の相当規定によりなされたものとみなす。